

駐輪場附置義務の 手引き

自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設の設置者に対して、「静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき、自転車等駐車場の設置を義務付けるものです。

(ポイント)

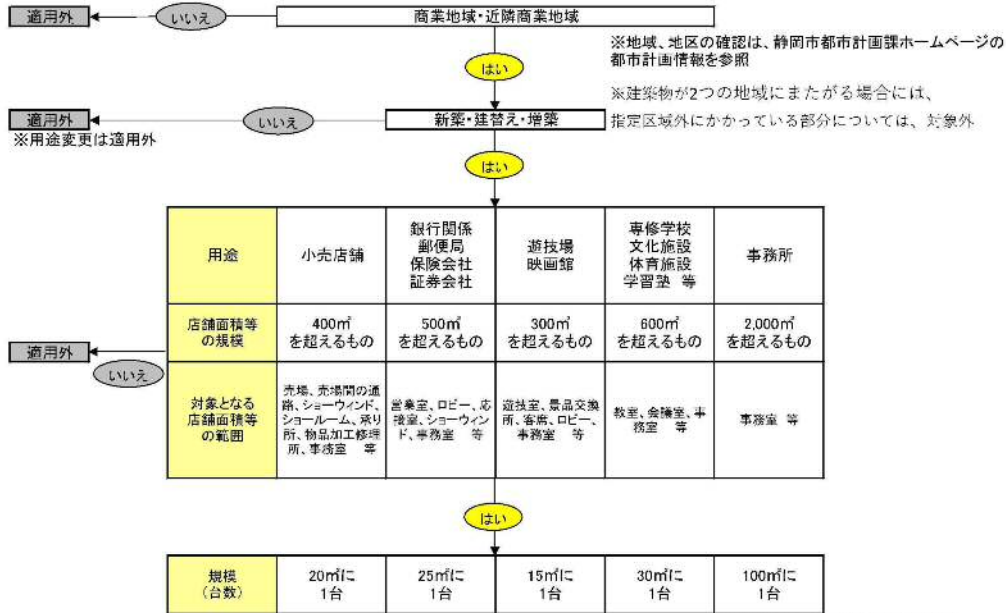
1. 適用地域に該当するかどうか
2. 建築物の用途が該当するかどうか
3. 建築物の規模が該当するかどうか

平成30年3月 静岡市

静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例

※自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条に基づく駐車施設に関する条例

静岡地区	H1.10.17 施行 H2.4.1 適用開始
清水地区	H15.4.1 適用開始(合併後)



	店舗面積等が5,000㎡以下の場合	店舗面積等が5,000㎡を超える場合
単一用途	店舗面積等=M㎡ 規模=A㎡とすると $M \div A = \text{必要台数}$	5,000㎡以下の部分(①)と 5,000㎡を超える部分(②)にわけて、算定 店舗面積等=M㎡ 規模=A㎡とすると ① $5,000 \div A$ ② $(M-5,000) \div A \times 1/2$ ①+②=必要台数
混合用途	混合用途の店舗面積等=M㎡+N㎡ M用途の規模=A㎡ N用途の規模=B㎡ とすると ① $M \div A$ ② $N \div B$ ①+②=必要台数 (20台未満であれば届出不要) ※ M用途、N用途それぞれの店舗面積等の規模が、適用外であっても、上記により、それぞれ算出し、合計が20台以上であれば、届出は必要	5,000㎡以下の部分(①)と 5,000㎡を超える部分(②)にわけて、算定 《算定例》 1,000㎡の店舗と6,000㎡の事務所の混合用途の場合 ① $5,000 \div 7,000 \text{㎡} = 5/7$ ② $(7,000 \text{㎡} - 5,000 \text{㎡}) / 7,000 \text{㎡} = 2/7$ 店舗 $1,000 \text{㎡} \times ① \div 20 \text{㎡}$ ≈ 35.714 (A) $1,000 \text{㎡} \times ② \div 20 \text{㎡} \times 1/2$ ≈ 7.142 (B) 事務所 $6,000 \text{㎡} \times ① \div 100 \text{㎡}$ ≈ 42.857 (C) $6,000 \text{㎡} \times ② \div 100 \text{㎡} \times 1/2$ ≈ 8.571 (D) (A) + (B) + (C) + (D) = 94.284 = 94台 (切り捨て)

平面平置きの場合、駐車ますの寸法については、下記の値を基準としてください。

(単位:mm)

種別	長さ	幅
自転車	1,900	600
原付	1,900	800

自転車と原付の収容比率は概ね7:3としてください(目安)。原付の駐車施設がなくても可。

指定区域

◆近隣商業地域

※都市計画法第8条第1項第1号に規定

◆商業地域

※ 建築物が指定区域外にかかっている部分については、対象外（条例第11条）

区域の確認は、
静岡市都市計画課のホームページにある、
「静岡市都市計画情報インターネット提供サービス」を
ご活用ください。

適用条件

指定区域において、一定規模以上の小売店舗、金融機関、遊技場、専修学校などの施設を
新築（建替え含む）または増築する場合に適用される。（次頁）

※ 既存の施設や施設の用途変更の場合には適用されません。

自転車等駐車場を設置しなければならない対象施設

施設の利用	施設の規模	自転車等駐車場の規模	算定の範囲
<p>小売店舗</p> <p>百貨店、スーパーマーケット、ドラッグストア、その他これらに類する施設</p>	<p>店舗面積が</p> <p>400㎡</p> <p>を超えるもの</p>	<p>店舗面積</p> <p>20㎡</p> <p>ごとに1台</p>	<p>売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理所、事務室、その他これらに類する部分の床面積</p>
<p>銀行その他これに類する施設</p> <p>信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、郵便局、保険会社及び証券会社その他これらに類する施設</p>	<p>店舗面積が</p> <p>500㎡</p> <p>を超えるもの</p>	<p>店舗面積</p> <p>25㎡</p> <p>ごとに1台</p>	<p>営業室、ロビー、応接室、ショーウィンド、事務室、その他これらに類する部分の床面積</p>
<p>遊技場及び映画館</p> <p>パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、その他これらに類する施設</p>	<p>店舗面積が</p> <p>300㎡</p> <p>を超えるもの</p>	<p>店舗面積</p> <p>15㎡</p> <p>ごとに1台</p>	<p>遊技室、景品交換所、客席、ロビー、事務室、その他これらに類する部分の床面積</p>
<p>専修学校</p> <p>その他これに類する施設</p> <p>各種学校その他文化、体育等に関する学習等を行う施設、専門学校、学習塾、予備校、集会場、文化施設、その他これらに類する施設</p>	<p>店舗面積が</p> <p>600㎡</p> <p>を超えるもの</p>	<p>店舗面積</p> <p>30㎡</p> <p>ごとに1台</p>	<p>教室、会議室、事務室、その他これらに類する部分の床面積</p>
<p>事務所</p> <p>官公署、テレビ局、その他これらに類する施設</p>	<p>店舗面積が</p> <p>2,000㎡</p> <p>を超えるもの</p>	<p>店舗面積</p> <p>100㎡</p> <p>ごとに1台</p>	<p>事務室、その他これらに類する部分の床面積</p>

備考

- (1)この表により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てる。
 - (2)混合用途施設については、それぞれの施設の規模が上表以下であっても、それぞれの施設ごとに上表で自転車等駐車場の規模を算出し、その合計が20台以上の場合は設置しなくてはならない。
 - (3)店舗面積が5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)には、5,000㎡を超える部分について上表により算定した規模を2分の1にします。
- ※店舗面積が5,000㎡を超える混合用途施設の算定方法は、算定例参照

自転車等駐車場の算定例

算定した台数が20台以上の時に、算定した台数の自転車等駐車場を設置しなければならない。

《例1》 小売店舗（店舗面積が5,000㎡以下）の場合

小売店舗
750㎡

750㎡ > 400㎡

附置義務あり

小売店舗 $750\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 37.5$ （端数切捨） $\Rightarrow 37$ 台 ≥ 20 台

※37台の設置が必要

《例2》 混合用途施設（店舗面積が5,000㎡以下）の場合

小売店舗 $300\text{㎡} \leq 400\text{㎡}$

遊技場 $200\text{㎡} \leq 300\text{㎡}$

だが、それぞれの施設ごとで自転車等駐車場の規模を算定し、合計が20台以上であれば、設置しなければならない。

小売店舗
300㎡

遊技場
200㎡

小売店舗 $300\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 15$ 台

遊技場 $200\text{㎡} \div 15\text{㎡} \div 13.333$ （端数切捨） $\Rightarrow 13$ 台

15台 + 13台 = 28台 ≥ 20 台

附置義務あり

※28台の設置が必要

《例3》 単一用途施設で、店舗面積が5,000㎡超の場合

事務所
6,000㎡

6,000㎡ > 2,000㎡

附置義務あり

事務所 $5,000\text{㎡} \div 100\text{㎡} = 50$ 台

$(6,000\text{㎡} - 5,000\text{㎡}) \div 100\text{㎡} \div 2 = 5$ 台

50台 + 5台 = 55台

※55台の設置が必要

5,000㎡を超える部分の算定

《例4》 混合用途施設で、店舗面積が5,000㎡超の場合



全体7,000㎡の内、
5,000㎡以下の部分(①)と5,000㎡を超える部分(②)の割合を算出
 $5,000\text{㎡} / 7,000\text{㎡} = 5/7 \dots \text{①}$
 $(7,000\text{㎡} - 5,000\text{㎡}) / 7,000\text{㎡} = 2/7 \dots \text{②}$

小売店舗 $4,000\text{㎡} \times \text{①} \div 20\text{㎡} \doteq \underline{142.857 \text{ (A)}}$

$4,000\text{㎡} \times \text{②} \div 20\text{㎡} \div 2 \doteq \underline{28.571 \text{ (B)}}$

銀行 $3,000\text{㎡} \times \text{①} \div 25\text{㎡} \doteq \underline{85.714 \text{ (C)}}$

$3,000\text{㎡} \times \text{②} \div 25\text{㎡} \div 2 \doteq \underline{17.142 \text{ (D)}}$

$(A) + (B) + (C) + (D) = 274.284$ (端数切捨) $\Rightarrow 274$ 台

※274台の設置が必要

《例5》 増築の場合(小売店舗を増築した場合)



●既存施設が指定区域に定められた後に建築された場合

$300\text{㎡} + 200\text{㎡} = 500\text{㎡} > 400\text{㎡}$ 附置義務あり

$(300\text{㎡} + 200\text{㎡}) \div 20\text{㎡} = 25\text{台} \geq 20\text{台}$

※25台の設置が必要

※現に条例により設置されている自転車等駐車場がある場合、

その台数を控除した台数を設置

●既存施設が指定区域に定められる前に建設された場合

$300\text{㎡} + 200\text{㎡} = 500\text{㎡} > 400\text{㎡}$ 附置義務あり

$(300\text{㎡} + 200\text{㎡}) \div 20\text{㎡} = 25\text{台} \geq 20\text{台}$

20台以上のため附置義務はあるが、設置台数については、以下のとおり

$200\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 10\text{台}$

※10台の設置が必要

増築部分のみ規模算定

提出書類

静岡市交通政策課の
ホームページにあります

1. 自転車等駐車場設置(変更)届書（様式第1号）
2. 施設及び自転車等駐車場の周辺の見取図
3. 施設及び自転車等駐車場の配置図
4. 施設の各階平面図
5. 立体式の自転車等駐車場にあっては、その断面図又は構造図
6. 店舗等面積の積算内訳表
7. 自転車等駐車場の規模の算出計算表

自転車等駐車場の設置方法等について

○自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

○平面平置きの場合、駐車ますの寸法については、下記の値を基準とする。

（単位：mm）

種別	長さ	幅
自転車	1,900	600
原付	1,900	800

○自転車と原付の収容比率は概ね7：3とする（原付用の駐車スペースがなくてもOK）。

○案内看板等により、施設の自転車等駐車場への誘導、使用上の注意事項等をわかりやすく表示する。

その他

この条例で自転車等駐車場の設置の義務が課せられない施設についても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設（飲食店、マンション等）には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場の設置をする。

Q&A

Q1 店舗面積等の規模とは、建築延床面積とは違うのですか。

A1 建築延床面積の中で、売場や事務室など対象となる部分が定められています（規則第4条）。
例えばトイレ、更衣室、階段、エレベーターなどのバックヤード部分は、店舗面積には含みません。

Q2 飲食店や共同住宅（マンション）は附置義務の対象となりますか。

A2 静岡市の条例では飲食店や共同住宅は努力義務となるため、附置義務の対象にはなりません。
その施設の利用者のために必要な規模の自転車等駐車場の設置を心がけてください。

Q3 建築物を増築する場合、届出は必要ですか。

A3 必要です（条例第10条 規則第5条）。
増築後の建築物を新築したものとみなして、台数算定し、その台数から既存の台数を控除した台数を設置する必要があります。
 $(\text{増築後の必要台数}) - (\text{既存の台数}) = \text{必要設置台数}$

Q4 建築物の用途変更を行う場合、届出は必要ですか。

A4 必要ありません。
その施設の利用者のために必要な規模の自転車等駐車場の設置を心がけてください。

Q5 1階が小売店舗で、2階以上がマンションの場合、算定方法はどのようになりますか。

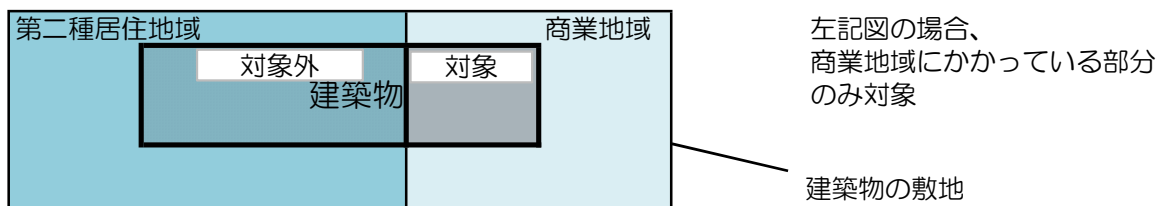
A5 マンションは附置義務対象外なので、小売店舗のみ対象となります。
1階の店舗面積等が400㎡を超える場合は、届出対象です。
マンションは対象外ですが、利用者のために必要な規模の自転車等駐車場の設置を心がけてください。

Q6 1階が小売店舗で、2階以上が専門学校の場合、算定方法はどのようになりますか。

A6 混合用途の扱いになりますので、それぞれの施設ごと算出し、合計が20台以上の場合は届出対象です。
小売店舗の店舗面積等が400㎡以下や2階以上の専門学校の店舗面積等が600㎡以下であっても、届出対象になる場合もあります。

Q7 建築物の敷地が2つ以上の用途地域にわたる場合は、どのように考えますか。

A7 建築物が指定区域外にかかっている部分については、対象外です（条例第11条）。



様式第1号（第5条関係）

設置
自転車等駐車場 届書
変更

年 月 日

静岡市長 宛

住所

設置者

氏名

電話

設置
自転車等駐車場の について、次のとおり届け出ます。
変更

施 設 の 名 所			
施 設 の 所 在 地			
施 設 の 用 途			
施 設 の 店 舗 面 積 等			
自転車等駐車場の規模	施 設	収 容 台 数	面 積
	内	台	m ²
	外	台	m ²
自転車等駐車場の所在地 (施設の敷地外に設置する場合 にのみ記入すること。)			
※ 施 設	確 認 申 請 受 付	年 月 日 第 号	工 事 完 了 年 月 日
	確 認	年 月 日 第 号	年 月 日
※	受 付	年 月 日	
(注)			
1 設置者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。			
2 変更の届出の場合は、変更に係る事項のみを記入してください。			
3 ※印欄は、記入しないでください。			
添付書類	1 自転車等駐車場の位置図		
	2 施設及び自転車等駐車場の周辺の見取図		
	3 施設の各階平面図		
	4 立体式の自転車等駐車場にあつては、断面図又は構造図		